

平成 24 年 3 月 31 日作成

一般社団法人函館馬主協会 助成金交付要綱

平成 24 年 1 月 1 日

(総則)

第 1 条 一般社団法人函館馬主協会（以下「本協会」という。）は、本協会定款第 4 条に掲げる事業のうち、助成対象となる事業（以下「助成事業」という。）を行う団体に対し、この要綱の定めるところにより助成金又は物品を交付する。

(助成事業の選定基準)

第 2 条 助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 助成なくしては、その事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (2) 当該事業が、営利を目的としないものであること。
- (3) 当該事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。

(助成の対象団体)

第 3 条 助成金交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 事業を計画に従って遂行するに足りる能力を有すること。
- (2) 公益的団体であって、原則として法人格を有すること。社会福祉事業を行う団体については、社会福祉法人又は公益社団法人・NPO 法人若しくは公益財団法人であること。
- (3) 代表者の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること。
- (4) 役員等が過去 5 年間に於いて、違法行為による処罰を受けたことがないこと。

(助成事業の選定の基本方針)

第 4 条 助成事業の選定にあたっては、次に掲げる事業に重点をおくものとする。

- (1) 地域の振興に関する事業
- (2) 障害者（児）福祉事業
- (3) 母子及び児童福祉事業
- (4) 社会貢献事業

(助成事業の範囲)

第5条 助成事業を行う団体は、次に掲げる事業でなければ助成を受けることができない。ただし、本協会が特に認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 施設の設置、拡充又は改築
- (2) 備品等の購入
- (3) 地域の活性化等のために実施する行事・イベント

(事業費の助成額)

第6条 この要綱により助成事業を行う団体に対し助成金を交付する場合の助成額は、50万円以内を原則とする。ただし、当該団体が所在する地方公共団体の長から特に要請のあった場合、又は本協会が特に認めた場合には、この限りではない。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成事業実施計画申請書を本協会に提出するものとする。

- (1) 助成事業の計画書
- (2) その他本協会が特に必要と認めた場合の関係書類

(助成金交付の決定)

第8条 本協会は、前条に基づく申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金交付の決定を行うものとする。

(助成金交付の決定通知)

第9条 本協会は、前条により助成金の交付を決定した場合は、当該団体に対し、助成金額、交付の条件、請求の方法等所要の事項を通知するものとする。

(助成事業の完了報告及び助成金交付の請求)

第10条 助成金交付の決定通知を受けた団体は、当該助成事業の完了後、直ちに助成事業完了報告書及び助成金交付請求書を本協会に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

- 2 助成金の支払いは精算払いとする。ただし、本協会が特に認めた場合には分割払いの請求ができるものとする。
- 3 助成金の交付を受けた団体は、領収書を本協会に提出しなければならない。

(流用の禁止)

第 11 条 助成金の交付を受けた団体は、交付された助成金を当該助成事業以外に流用してはならない。

(助成物件の管理期間)

第 13 条 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間とする。ただし、本協会が認めた場合においては、その期間を短縮することができる。

- 2 助成事業により取得した物件については、前項に定める期間中は、当該物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する期間内において助成物件を譲渡、移管又は改廃等を求める場合は、あらかじめ理由を記載した申請書を提出して、本協会の承認を受けなければならない。

(助成金交付の決定取消し及び助成金の返還)

第 14 条 本財団は、助成金交付の決定通知を受けた団体及び助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取消し、又は返還させることができるものとする。

- (1) 助成金の交付の申請につき不整の事実があった場合
- (2) 助成事業を中止した場合
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなると認めた場合
- (4) その他この要綱又は交付の条件に違反したと認めた場合

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行し、平成 24 事業年度の事業から適用する。